

韓国における特殊教育の動向 (1)

Special Education in Korea (1)

奇 恵 英・田 中 真 理*

Hyeyoung Ki・Mari Tanaka

* 東北大学大学院教育学研究科・助教授

本稿では、韓国の特殊教育の動向について、韓国文部省教育人的資源部より出された「特殊教育発展総合計画(2003年～2007年)」の内容、および筆者(田中)が韓国文部省教育人的資源部を訪問した際見聞した内容に基づき、主に行政制度の面から紹介することを目的とする。また、筆者(田中)は韓国の代表的な養護学校である善進学校⁽¹⁾、ミラル学校⁽²⁾、耕進学校⁽³⁾において一定期間実際にひとつの学級に入り、各学校における教育実践を体験する機会を得ることができた。その体験と各学校それぞれの教育課程に関して学校長や教頭先生より説明をうけた内容や学校要覧もふまえて、韓国の特殊教育の動向について合わせて紹介することとする。

なお、本稿は「韓国における特殊教育の動向(1)(2)」として構成されたものの一部である。全構成の骨子は以下に示すとおりであり、このうち本稿「韓国における特殊教育の動向(1)」は、Ⅰ～Ⅲ 1 までについて述べている。

- Ⅰ．韓国における特殊教育の推進背景および経過
- Ⅱ．韓国における特殊教育の現況および問題点
- Ⅲ．韓国における今後の特殊教育の推進計画
 - 1 統合教育環境における学校教育機会保障
 - 2 教育の多様化および改善を通じた特殊教育の質再考
 - 3 教員の特殊教育責務性および専門性再考
 - 4 特殊教育伝達および支援体系の再構築
- Ⅳ．韓国における今後の特殊教育推進のための対策
 - 1 制度補完対策
 - 2 財政確保対策
 - 3 関連部署協調要請対策

Ⅰ．韓国における特殊教育の推進背景および経過

韓国の特殊教育が「特殊教育発展総合計画」をもとに推進されている背景としては、2002年は1998年から施行された「ともに生きる福祉社会に向かうための特殊教育発展5カ年計画」が終了する年にあたり、その後継対策として位置付けられたという流れがある。「ともに生きる福祉社会に向かうための特殊教育発展5カ年計画」による成果の詳細は Table 1 に示すとおりである。この計画の推進の流れをうけ、2001年に遂行された「特殊教育発展対策樹立のための基礎研究」の結果を土台として多様な意見を集め、2003年から推進すべき特殊教育発展のための総合計画として樹立されている。そこには大きく、以下の5つの方向性が示されている。

(1) 心身の障害から適応能力に制限をもつ特殊教育対象児童・生徒の社会的排除危機が高まっているなか、特殊教育対象児童・生徒の全生涯にわたる持続的な特殊教育の伝達および支援体制の改革を通し、彼らの社会適応および社会統合促進、ならびに幼稚園および初・中等過程の特殊教育はもちろん、高等教育と成人教育課程の特殊教育機会拡大提供を通して、特殊教育対象児童・生徒の生涯教育に対する支援を強化していく。

(2) また、学校教育の成果を最大に社会に生かすよう、特殊教育対象児童・生徒とその家族を尊重し、物理的・人的資源の提供拡大や、特殊教育対象児童・生徒の要求と能力に適切な教育の提供強化を通して、彼らの学校卒業後の QOL を考慮する。

(3)教育の形態としては、特殊教育対象児童・生徒の人権保障と差別解消のため、全世界的な特殊教育の流れである統合教育の要求が継続的に増大していることをうけて、通常学級の教育環境条件の改善を通して、特殊教育の全般的な流れに応える統合教育の体制を構築し、特殊教育と一般教育の特殊教育対象児童・生徒に対する共同支援を通じた統合教育を推進する。

(4)特殊教育支援の地域間、小・中・高等学校間での不均衡現象についても指摘されており、民主的な福祉社会の具現化のために、社会全分野において衰弱階層の一つである特殊教育対象児童・生徒に対する支援要求が増大しているという現状がある。このことに対しても、社会の民主化、分権化、自律化による地域間における特殊教育に対する支援格差の解消を通して、すべての特殊教育対象児童・生徒がいつでも、どこでも教育機会を保証される特殊教育体制を確立すること、また、幼・初・中・高等学校でのそれぞれの過程における特殊教育の機会不均衡を解消することを通し

て特殊教育対象児童・生徒の教育連携性を保証する特殊教育体制を構築する。

(5)専門機関のあいだのネットワーク作りについては、特殊学校、一般学校および地域社会の関連機関間の連携および関連部署間の協力を通して、特殊教育対象児童・生徒に対する支援体系を強化し支援の拡大を図るとしている。そのために、特殊教育の担当教員、特殊教育対象児童・生徒の家族および一般市民の地域社会支援ネットワークの構築が必要である。

これらの推進の方向性は、「国家人的資源開発基本計画」(2001)と連動した形で、特殊教育における具体的な実行計画として明確に位置付けられている。この計画によって特殊教育対象児童・生徒の人的資源開発の活性化および効率化のための支援対策を行い、これらの児童・生徒に対する支援拡大を通して QOL の向上を試みることを目標として定められている。

「ともに生きる福祉社会に向かう特殊教育発展5カ

Table 1 「ともに生きる福祉社会に向かう特殊教育発展5カ年計画」推進成果評価結果

評 価 項 目		増設数・拡大	
教育機会 の 拡 大	特 殊 教 育 機 関	特殊学校	114→137 (+23)
		特殊学級	3626→3953 (+327)
	幼 児 特 殊 教 育 機 関	幼稚園課程特殊学校	+11
		特殊学校幼稚部	158→214 (+56)
		幼稚園特殊学級	5→77 (+72)
	高 等 教 育	障害児童・生徒大学入学	45大学355名→61大学614名
		韓国リハビリテーション福祉大学	2002年3月開校入学定員250名
		障害児童・生徒のための施設 遠隔特殊教育放送	8ヶ所 1999名
		福祉・リハビリテーション・雇用に関する情報資料提供 特殊教育ホームページ制作支援	777件 24校
		単位銀構制実施機関指定運営	2 機関
大学での障害関連講座開設 理学療法専門学士学位新設		2 大学 2001年	
統 合 教 育	特殊学校から一般学校へ配置転換	3269名 (2002年現在)	
	部分統合教育	25265名 (2002年現在)	
	統合教育モデル校	2000年29校 2001年56校 2002年43校	

	統合教育担当教員の特殊教育研修	23課程3248名	
特殊教育 教員の専門性 教化	特殊教育 の専門性	特殊教育級担当教師の資格所持率 1998年54.4%→2002年78.1%	
		研修実施 72課程8690名	
		特殊教育学校専攻科設置 29校808名	
		特殊教育学校職業教育担当教師 1160名480万ウォン	
特殊教育 制度の法 体系化	特殊教育 振興法の 部分改訂	特殊教育対象者の選定、配置申請書類の簡易化(1998) 特殊教育対象者入学支援拒否および入学選考合格者の入学拒否時、罰則条項新設および罰則金 上向調整(1999) 特殊教育担当教員および教育専門職人事管理基準改定(2000) 特殊教育級設置基準緩和(2001)	
		一般学校障害者便宜施設設置基準強化(2002)	
予 算 整 備	特殊教育 施設、実 習機材の 拡充	1998年教育人的資源部予算準備1.9%だった特殊教育予算を 2002年現在2.0%に拡大し、特殊教育対象児童・生徒に対す る支援拡大	特殊教育財政； 3,370億ウォン(1998) →4,430億ウォン(2002)
	学 校 施 設、実 習 機材拡充 項目	国立特殊教育学校実習機材拡充費支援、私立特殊教育学校老朽および狭い教室新築費支援、特殊教育お よび特殊教育級児童・生徒補助具支援、特殊教育学校および特殊教育級環境改善事業費支援、視覚障害 児童・生徒拡大教科書開発、普及、視覚障害児童・生徒点字情報端末機支援、聴覚障害児童・ 生徒障害補完道具支援	
特殊教育 無償教育 制度の啓 発		特殊教育行事および広報資料発刊 行事および広報資料発刊を通じた認識改善	
		特殊教育制度広報；特殊教育対象児童・生徒に対する初等学校と中学教育は義務教育であり、幼稚園と高等 学校教育は無償教育であることや特殊教育対象者の選定	
		一般児童・生徒のボランティア活動 障害者福祉施設および特殊教育学校における奉仕活動	

年計画」によって特殊教育の機会拡大および関連法と制度など、Table 1 に示すような変化・改善がみられ、特殊教育の基盤はある程度構築された。このような経過をふまえ、①特殊教育対象児童・生徒の教育を特殊教育に一任せず、一般教育とともに努力する新たな学校文化を創造し、②国民の教育福祉意識増進によって日々拡大されている特殊教育対象児童・生徒の要求に対応した適切な支援拡大提供を通して、③特殊教育対象児童・生徒に対する差別を解消し、彼らの教育福祉増進を試みる新たな特殊教育発展総合計画の樹立が必要であることを、今後の課題としてあげている。

II. 韓国の特殊教育における現況および問題点

今後の課題を具体的に立案するにあたり、現状における特殊教育の問題点としてあげられているものは以

下のとおりである。

(1)まず**特殊教育対象児童・生徒の教育機会拡大**である。2001年特殊教育要求児童の出現率に関する調査研究結果によると、全体の2.71%が特殊教育対象の障害児であるが、彼らの61.25%である150,712名は通常学級における特殊教育のニーズのある児童・生徒であり、38.75%である95,349名は特殊教育学校と特殊教育級の教育対象であると推定される。また、2002年4月現在、51,201名が136箇所の特設学校と3,953カ所の特設学級で教育を受けているが、一方で、31,516名が20,119カ所の通常学級に統合されており、13,632名が家庭、病院、福祉施設で支援を受けている。今後はこれらの児童・生徒が教育機関のなかで教育を受ける機会を持つことができるような支援が求められる。

一方、通常学級に統合されている特殊教育対象児に対する特殊教育サービスの支援がうまく行われていな

いという点もある。通常学級に統合されている特殊教育要求児童・生徒および時間制特殊学級に配置されて教育課程運営の一部時間を通常学級で教育を受けている特殊教育対象児童・生徒に対する特殊教育支援がうまく行われていないという現状があるのである。

さらに、知識情報化社会で要求される生涯学習権の保証を考えると、障害者高等教育および成人教育に対して支援を拡大しなければならない。2001学年度特殊学校高等部卒業生の進学率は33.2%（専攻科入学含む）、就業率は25.3%であり、高等学校特殊学級卒業生の進学率は8.5%、就業率は43.2%であり、増加傾向にあるとはいえ依然として低い数値となっている。

(2)二つめは、**特殊教育の内実化の必要性**についてある。これについては①特殊教育機関が時代変化による新しい役割と機能の発揮のための要求にうまく対応できていない、②特殊教育対象児童・生徒の進路、職業、転換教育および関連サービスに対して支援が足りないため、望ましい教育成果を算出していない、③特殊教育対象児童・生徒の情報格差を解消するために必要な情報媒体および障害を補償する支援工学機構の開発、普及が十分なされていない、という点から指摘している。

(3)三つめは、**教員の特殊教育対象児童・生徒に対する責務性および専門性強化の必要性**についてである。特殊教育は一般教育と分離した体制という認識が固着され、特殊教育と特殊教育対象児童・生徒に対する支援が一般教育と一般児童・生徒に対する支援と分離される傾向があることや、特殊教育専門教科別、領域別専任教員の不足のため、特殊教育対象児童・生徒に対する支援が十分行われていない現状に対する改善が残されている。

(4)四つめは、**特殊教育支援体制の確立と強化**についてである。特殊教育対象児童・生徒の要求に合わせて統合教育を促進する特殊教育伝達および支援が必要であるが、これのための支援体制が確立されていない。また、国民の教育、福祉に対する認識の増大によって特殊教育に対する支援要求は増えているが、十分な支援が行われてない。このことは、教育人的資源

部対備特殊教育費比率がわずか2.0%であることからもうかがうことができよう。

Ⅲ. 韓国における今後の特殊教育の推進計画

上述の現状における問題点をふまえ、具体的にどのような計画がなされているのであろうか。その大きな柱は以下の4つである。

1. 統合教育環境における学校教育機会保障
2. 教育方法の多様化および改善を通じた特殊教育の質再考
3. 教員の特殊教育責務性および専門性再考
4. 特殊教育の普及および支援体系の再構築

これらのそれぞれに関して、「特殊教育発展総合計画」ではどのような具体策があげられているかについて、以下詳しく述べていく。

1. 統合教育環境における学校教育機会保障

(1)児童・生徒の要求に適合した**特殊教育診断体系確立**：特別な要求をもつすべての児童・生徒を特殊教育の対象に含み、早期発見、診断を通して彼らの要求に適切な教育を提供する特殊教育対象児の発見および診断体系確立

学校教育の機会が均等に得られていないことについて、①これまで特殊教育は障害児の教育として扱われてきたが、現在は障害児以外に多様な理由で学校で付加的な支援を要求する児童・生徒の教育として認識されている、②特殊教育振興法は特殊教育の対象を視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、情緒障害（自閉性含む）、言語障害、その他教育部令が定めた障害に限定している、③障害の早期発見と診断は障害の軽減あるいは矯正と、2次障害の予防のためにその重要性が強調されているが、うまく行われていない、④特殊教育対象児の選別と診断道具の不足および診断体系が確立されていないため、特殊教育対象児を主観的に診断、評価されてきた事例が少なくない、といった点から、その必要性が指摘されている。

そのため、関連法の改定によって、心身の損傷及び不能の概念に限定されている障害の概念を機能的、社会的制限を含む概念に拡大し、健康障害などを特殊教育対象の障害範疇に規定し、すべての特殊教育対象児

Table 2 障害発見および診断体系

○ 障害幼児発見および診断手続き

－発見；出生時と3歳時に発達以上を診断する体制構築

- ・ 出生；未熟児、低体重児、先天性異常児などに関する出生報告（母子保健法第8条、第4項）特殊教育支援センター通報。
- ・ 3才；3才幼児を対象に障害選別検査実施

－選別；特殊教育支援センター診断、配置チーム（特殊教育教師、小児科医師、父母など）による選別検査結果によって診断検査対象選定

－診断；特殊教育支援センター診断、配置チームが診断検査を通して、幼児の発達遅滞是非および特殊教育支援是非決定。

－配置；特殊教育支援センター診断、配置チームの特殊教育と関連サービスの支援領域、内容、教育機関指定、配置

の教育権を保証する動きを目指している。このような教育権を保障するためには、障害発見および診断体系確立が求められるとし、障害発見、選別、診断、配置手続き確立を通してすべての特殊教育対象児童・生徒の発見、診断および選定、配置の効率化を図ることを掲げている。これらの具体的な推進計画は以下の通りである。

2003年；関連法令改定

2004年；障害発見および診断モデル開発研究

2005年；障害発見および診断モデル適用

2006年；障害発見および診断モデル適用拡大

障害を早期に発見し、その診断を行なうための具体的な行政的措置としては、Table 2 に示すとおりである。このような診断体系をすすめるにあたっては、その道具ともいえる、診断のための基準や検査法の開発が求められるが、そのことについても、2003年には適応技術検査開発、2004年には学力検査開発、2005年～2007年においては障害範疇別診断道具開発と、具体的な開発計画にふれている。

(2) 地域別、学校課程別均衡的な学校教育機会拡大：住居環境や学校課程に関係なく、すべての特殊教育対象児に学校教育機会を均等に提供する特殊教育体制構築
憲法第31条第1項には“すべての国民は能力によって均等に教育を受ける権利をもつ”と規定されており、特殊教育対象児童・生徒も自分の要求に適切な教育を受ける権利をもっていることが謳われている。しかしながら、全国16の市・道教育庁別、地域教育庁別に特殊教育学校と特殊学級などの特殊教育機関設立には現

状として不均衡が存在している。具体的な数値をあげると、2002年現在、特殊教育を受けている児童・生徒は幼稚園1,750名、初等学校30,485名、中学校10,580名、高等学校8,386名で、学校課程間にひどい不均衡が存在しており、13,632名は家庭、病院、福祉施設などで他の支援を受けている。

このような不均衡の実態をまずは正確に把握すべく、特殊教育対象児童・生徒の教育要求、特殊教育機関の運営実態および特殊教育の適切性などについて周期的な調査や分析、特殊教育対象児童・生徒職業教育、統合教育実態、特殊教育機関運営実態、特殊教育対象児童・生徒出現実態など調査することは緊急の課題である。そしてこれらの調査結果をもとに、以下6つの領域における教育機会拡大にむけて取り組んでいるところである。

①在宅障害児童学校教育支援：家庭、病院、福祉施設などにある修学猶予特殊教育要求児童と巡回教育対象児童に対する支援の拡大を通して、すべての特殊教育要求児童・生徒に対して学校教育機会提供；派遣学級設置拡大、巡回教師配置拡大、治療教育支援拡大

②幼児特殊教育支援拡大：幼児特殊教育機関増設および教育費支援拡大などを通して、特殊教育要求幼児無償教育保障；幼稚園課程のみ運営している特殊教育および特殊教育学校幼稚部増設など

③特殊学級増設：国立大学付設学校などを含むすべての幼、初、中、高等学校に特殊学級の増設を通して都市と農漁村間、学校課程間均衡的な特殊教育機会拡大；2003～2007年；特殊学級795学級増設 (Table 3)

Table 3 特殊学級増設計画 (100 万 W)

	2003	2004	2005	2006	2007	合計
学校数	100	125	150	175	245	795
予 算	8,860	11,075	13,290	15,505	21,707	70,437

④特殊学校新設：特殊学校がない農漁村地域などに特殊学校を優先的に設立して家庭、病院、福祉施設などにある修学猶予障害児童および巡回教育対象児童・生徒の学校教育機会拡大

・2003年～2007年；特殊学校11校新設 (Table 4)

Table 4 特殊学級増設計画

	2003	2004	2005	2006	2007	合計
学校数	2	3	2	2	2	11
予 算	20,000	30,000	20,000	20,000	20,000	110,000

⑤特殊学校(級)学級当たり児童・生徒定員減縮：特殊学校および特殊学級の学級あたり児童・生徒数減縮を通して特殊学校(級)の教授学習活動効率化企図および特殊教育対象児童・生徒の学習権保障 (Table 5)

Table 5 特殊学級の学級あたり児童・生徒数

学校区分	幼稚園	小学校	中学校	高 校
2002現状	5	7	8	10
2007目標	4	6	7	8

⑥障害児童家族支援プログラム運営：特殊教育機関に特殊教育対象児童・生徒およびその家族を支援するプログラムの運営を通して、特殊教育対象児童・生徒の教育機会拡大およびその家族の QOL 再考

- ・2005年；特殊教育対象児童・生徒家族支援プログラム運営モデル開発
- ・2006年；特殊教育対象児童・生徒家族支援プログラム運営モデル試行適用
- ・2007年から；特殊教育対象児童・生徒家族支援プ

プログラム運営モデル適用拡大

(3) 特殊教育対象児童・生徒統合教育強化

現在、世界的な特殊教育の推移は、特殊学校や特殊学級のような分離教育より、一般学校内の通常学級で特殊教育対象児童・生徒を教育する統合教育を志向している。このような流れに、韓国の特殊教育も従う方向ではあるが、現状としては、2002年4月現在、136校の特殊学校および3,108カ所の幼、初、中、高等学校に3,953の特殊学級が設置、運営されているなど、特殊教育は一般教育とは物理的に分離された場で行なわれていることがほとんどである。2001年特殊教育要求児童出現率調査結果をみると、150,712名の一般教育を受けられる特殊教育要求児童・生徒と95,349名の特殊学校と特殊学級教育対象児童・生徒の中で、30,516名の特殊教育要求児童・生徒が通常学級に統合されているということが示されているが、全体の5分の1程度にとどまっている。したがって、特殊学校および特殊学級の運営形態を転換し、通常学級に特殊教育教師を配置して統合教育の体制を構築するべきであるとしている。

そこで具体的な推進計画として、以下の5つの項目が挙げられている。

①一般学校障害者便宜施設拡充：すべての初、中、高等学校に障害者便宜施設、設備の設置を通して、特殊教育対象児童・生徒の物理的接近権および学習権保障

—2004～2006年；すべての投手学級設置学校に障害者便宜施設設置

—2007年；特殊学級設置学校以外にすべての一般学校に障害者便宜施設を段階的に設置

②障害理解教育および障害者施設奉仕活動実施：幼、初、中、高等児童・生徒を対象に、学期別1回以上の障害理解教育および障害者施設奉仕活動を通して特殊教育対象児童・生徒に対する理解再考

—学校別に1校1障害者施設と姉妹結縁を通して一般児童・生徒の障害者施設奉仕活動実施拡大

③教科書障害関連内容深化、補充資料開発、普及：初、中、高等学校教科書の障害関連内容の深化、補充資料および障害理解教育資料の開発、普及を通して一般児童・生徒の特殊教育対象児童・生徒に対する理解

再考

—2003年～2005年；教科書障害関連内容深化、補充資料および障害理解教育資料開発、普及

④特殊学校(級)運営形態転換：特殊学校と特殊学級を一般学校および通常学級に在学する対象児童・生徒を支援する機関として運営形態および機能を転換し、統合教育支援拡大

—2005年；特殊学校および特殊学級運営形態転換モデル研究

—2006年；特殊学校および特殊学級運営形態転換モデル試行適用

—2007年；特殊学校および特殊学級運営形態転換モデル適用拡大

⑤特殊教育教師の一般学校配置：すべての幼、初、中、高等学校に専門性を備えた特殊教育教師を1人以上ずつ配置して特殊教育対象児童・生徒の統合教育の効率化企図

—2005年；関連法令改定

—2006年；初等が校から特殊教育教師配置を年次的に拡大 (Table 6)

Table 6 特殊教育教師配置計画

学校区分	幼稚園	小学校	中学校	高校	合計
学校数	8,343	5,385	2,824	2,060	18,612
特殊教育教師配置数	66	2,364	592	86	3,108

「特殊教育振興法」第二条によると、統合教育とは、「特殊教育対象者の正常な社会的適応能力の発達のために一般学校において、特殊教育対象者を教育させるか、特殊教育機関の在児童・生徒を一般学校の教育課程に一時的に参加させて教育すること」と定義されている。金 (2004) は韓国の統合教育をすすめるうえでの改善すべきこととして、①通常学級の条件整備：教育プログラムの統合、施設・設備の整備、IEP 作成やチームによる指導、教師・親・健常児の障害児に対する意識・態度の改善 (実際、筆者らが訪問した養護学校には、交流先の学校に在籍する児童の保護者から、交流に費やす時間は自分の子どもにとって無駄な時間

ではないか等の意見が寄せられていた) など、②特殊学級の機能の多様化：全日制・時間性・特別指導・巡回教育に加え、日本の通級教室やアメリカのリソースルームの機能も含めた機能への転換、③統合教育を担当する教師の養成・配置、④早期段階から始める必要性、を挙げている。

上述した特殊教育振興法における統合教育の定義をみると、日本でいう交流教育も含めての広い形態を含めた内容であることがわかる。実際、筆者 (田中) が訪問したミラル学校の例をあげると、統合教育を積極的に行っているとの説明を受けたが、その内実は、毎週土曜日に両校の子ども達と一緒に登山をしたり、学芸会に参加して出し物をしたり、その他の学校行事に参加するという内容のものであった (毎年年度の終わりにあたる2月にその次年度の年間計画を作成することであった)。また、2003年11月時点においては一般学校5校から来校しており、特殊学校の生徒が一般学校に出向くことは少なかった。特殊学校と一般学校との統合教育については、日常的な文脈のなかでその教育課程が組み込まれているというよりも、「イベント」的な位置付けが強く、また交流先の一般学校は一貫したメンバーが継続して関わるというものではないことも、統合教育のイベント的な非日常性をさらに強めていることにつながっているという印象をうけた。今後、狭い意味での統合教育、つまり日常をとにもする教育の場をいかに作っていくのが問われるであろう。

(4) 特殊教育対象児童・生徒の高等教育および成人教育強化

20世紀後半、情報技術の発達は知識や人的資源の重要性を強調する構造へと社会構造を変え、初、中等教育以外にも高等教育と成人教育などの継続教育が要求されているのは、国を問わず共通の課題である。このような時代動向のなか、韓国においては特殊教育対象児童・生徒大学入学特別選考実施によって障害児童・生徒の高等教育機会は拡大されているが、大学の施設、設備および学習支援不足などで中途脱落または休学する児童・生徒が増えている。さらには知識情報社会は障害者をさらにひどい情報格差や知識格差を経験するしかない立場におき、継続教育が要求されるのに

Table 7 大学障害学生教育福祉支援評価項目

大学障害学生支援センター

○ 構成

－特殊教育専門家および障害児童・生徒サポーター配置

○ 機能

－障害児童・生徒大学入試管理（特殊教育対象者特別選考含む）

－障害者便宜施設設置及び管理

－障害児童・生徒学習活動支援；点訳および音声評価道具提供、試験場所配慮、代筆者、手話通訳士配置など

－障害児童・生徒大児童・生徒活支援；障害児童・生徒サポーター管理、移動支援など

－障害児童・生徒相談および就業斡旋

もかかわらず、現在障害成人の教育体制が構築されていないという実態があることは否めない。

そこで、特殊教育対象児童・生徒が急変する社会に適切に対処でき、適応するのに必要で多様な高等教育および成人教育プログラムの設置、運営を通して生涯教育を支援、拡大することを政策の方向性としてあげ、以下の5つの項目で、これらの問題を解消することを提起している。

①大学障害児童・生徒教育福祉支援評価制施行：大学の障害者便宜施設設置程度および障害児童・生徒支援センターのような支援専担組織の設置、運営など特殊教育対象児童・生徒の教育福祉支援程度を評価して特殊教育対象児童・生徒の高等教育機会拡大および教育の質再考

－2003年から大学障害児童・生徒教育福祉支援評価実施 (Table 7)

②韓国再活福祉大学運営効率化：韓国再活福祉大学の運営効率化を通して障害者高等教育機会拡大および障害者専門人力養成促進；2004年から障害者のための学科および障害者支援専門人力養成学科増設

－2004年から障害者のための学科および障害者支援専門家養成学科増設

③理療専門大学課程運営：視覚障害者の高等教育機会拡大および専門職種開発を通して QOL 向上と再活意欲を高める

－2003年から理療専門大学課程運営基盤構築

④大学障害成人教育プログラム運営：大学の生涯教育院などに発達障害成人の要求に適切な独立生活、余暇生活、趣味生活プログラムなどの運営を通して発達

障害成人教育機会拡大提供

－2005年 ；大学障害成人および女性障害者教育プログラム運営モデル開発

－2006年 ；障害成人および女性障害者教育プログラム試行運営

－2007年から；大学障害成人および女性障害者教育プログラム運営拡大

続く、「韓国における特殊教育の動向(2)」では、Ⅲ 2. 教育の多様化および改善を通じた特殊教育については、教育課程および教材・教具開発の拡大、特殊教育対象児童・生徒の職業転換教育、情報格差の解消、関連サービスの提供拡大、の4点から、3. 教員の特殊教育専門性では、一般教育教員の特殊教育責務性の拡大やそのための研修機会の拡大について、4. 特殊教育の支援体系の構築に関しては、特殊教育センターの設置拡大、特殊教育財政支援拡大の計画について紹介する。最後に、今後の特殊教育推進のための、制度的・財政的対策を述べている。

(「韓国における特殊教育の動向(2)」に続く)

注

(1) 善進学校は、ソウル近郊の京畿道安山市に位置している国立の知的障害児を対象とした養護学校で、1990年に開校された。全教職員数102名(内、教員は64名)学級数は幼稚部3・小学部12・中学部8・高等部7・専攻科1の31学級で、全在籍者数(313名)と三百名を超える大規模校(2003年現在)である。国立の特殊学校は肢体不自由児養護学校3校、知的障害児養護学校2校で、後者のうちのひとつが善進学校であり、韓国の特殊教育において先導的役割を担っている。

(2) ミラル学校は、社会福祉法人ミラル福祉財団によって1997年に開校された情緒障害児のための養護学校である。学級数は幼稚部1・小学部12・中学部6・高等部5の24学級、全生徒数225名、教職員総数64名(内、教員

は43名)である。ソウル市江南区という高層の高級マンションが建ち並ぶ高級住宅街のなかに位置している。学校建設にあたって地域住民の大反対が起こり建設反対のデモまで行なわれ当時はマスコミにもかなりとりあげられていた。結局、2年間を要した裁判により学校側が勝訴し建設の方向へ決着したとの経過があり、これが良い判例となっているとのことである。

- (3) 耕進学校は、ソウル近郊の京畿道高陽市に位置している、最親設備を整えた国立の情緒障害養護学校である。幼稚部から高等部に至るまで30学級を設け、「国立情緒障害教育機関」として、自閉症を中心とした情緒障害児や発達障害者を対象に1997年に開校された。2004年現在、幼稚部は一般学級(42名)・特殊学級(15名)に分れ、初等部86名、中学部57名、高等部60名、計260名の生徒と96名の教員で構成されている。幼稚部から高等部までの一貫教育を特徴とし、少人数教育を基本方針としながら、情報化社会に対応できる力を育てることを目標にICT教育に注力している。
- (4) (2)で示したような学校設立までの経緯(つまり、学校に通う児童・生徒に対してのみならず地域社会も有効利用できる場としての学校という意味づけの認識の高さ)があつてか、さらにはミラル福祉財団による開校ということもあり、ミラル学校においては物理的にも精神的にも地域に開放されているという印象が強かった。学校内にはコンサートホールやおしゃれなベーカリーショップ・カフェなどもあり地域の人々が街中の喫茶店と同様の感覚で利用していた(ちなみに2002年のサッカーワールドカップにおいてはコンサートホールは市民の応援場所にもなったとのこと)。ミラル学校の教育課程を示した要覧においても、「ミラル美術館開放運営」「月1回ミラル音楽会開催」「ミラル福祉財団と連携したプログラム運営」

の項目が「学校共同体の具体化施策」のひとつとして明記されている。

謝 辞

韓国での調査をすすめるにあたり御尽力いただいた福岡韓国総領事館領事安光浩先生、韓国文部省教育人的資源部 Jeong Dong-II 先生ありがとうございました。また実際の教育の場に触れる機会を与えてくださった善進学校の Lee Seok-Jin 先生・ミラル学校の金容漢先生・耕進学校の林麟鎮 Lim Lin Jin 先生・Han Hong-Sug 先生をはじめ、お忙しいなか時間を作って説明していただき、時には韓国料理をつつきながら熱く特殊教育について語ってくださった各学校の教職員の先生方、心より感謝いたします。

そして教室に入り込み一緒に時間を過ごすことを自然に受け入れてくれた各学校の児童・生徒の皆さん、一緒に掘って焼いた焼き芋の味や消防署でのマジックショーの見学、ゆっくりとした散歩の時間を過ごしたこと等々、たくさんの素敵な思い出をありがとう。

参考文献

- 大杉成喜 2001 韓国の特殊教育事情 実践障害児教育12月号 342、14-17
- ミラル学校 2003 ミラル学校要覧
- 善進学校 2003 善進学校要覧
- 耕進学校 2003 耕進学校要覧
- 金 彦志 2004 韓国における統合教育の動向 東北大学大学院教育学研究科研究年報,52,309-317.
- 清水貞夫 2003 特別支援教育と障害児教育 クリエイツかがわ